

仙台市建築物における木材利用の促進に関する方針

(令和6年3月15日 経済局長決裁)

第1 趣旨

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号。以下「法」という。)が施行され、地方公共団体は公共建築物における木材の利用拡大及び非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材利用の促進を図るため、効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められている。

この方針は、法第12条第1項の規定に基づき、建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、本市が整備する公共建築物における木材利用の目標に関し必要な事項を定めるものである。

第2 建築物における木材利用の促進に関する基本的事項

1 建築物における木材利用の促進の意義

森林は、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、市民生活及び市民経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが重要である。

近年は、強度等に優れた建築用木材であるCLT(直交集成板)や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化やあらわしでの木材の利用がしやすくなるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあることから、公共建築物のみならず、非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における木材の利用を促進していくことで、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域の経済の活性化等に貢献することが期待される。

2 木材利用を促進する建築物

「建築物」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。「公共建築物」とは、法第2条第2項各号及び法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物とする。

第3 公共建築物の整備等における木材利用の目標及び促進

1 本市が整備する公共建築物における木材利用の目標

本市が行う公共建築物の整備に当たっては、計画時点において、コストや技術の面等で木造が困難であるものを除き、原則木造化を図るものとする。なお、木造と非木造の混構造(部材単位の木造化を含む。)とすることが、木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

ただし、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるもの（災害時の活動拠点又は災害対応に必要となる施設、治安・防犯・危険物保管等木造以外の構造とすべき施設、文化財を収蔵する施設）については、木造化を推進する対象とはしないものとする。

2 本市が整備する公共建築物における木材利用の促進

(1) 施設の木造・木質化

本市が行う公共建築物の整備に当たっては、関係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、積極的に木造・木質化に努める。

(2) 木質バイオマス利用

本市が、公共建築物に暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

(3) 地域材利用

木造・木質化に当たっては、地域材（市内の森林で生産され県内の製材工場等で加工された「市産材」又は県内の森林で生産され県内の製材工場等で加工された「県産材」）を積極的に活用し、構造耐力上主要な部分に用いる製材及び丸太の規格は、原則として「優良みやぎ材」、日本農林規格（J A S）の規格に適合するもの等を利用する。

なお、木材利用の観点から、公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具等の消耗品については、木材をその原材料として使用したものの利用促進を図る。また、新たな木質部材の活用について、関係法令、構造、コスト等の制約を踏まえ検討し、新たな木材需要の創出に努める。

3 公共建築物の整備等におけるコスト面の検討

木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの縮減を図る。

また、公共建築物の整備の際には、建築物や備品について計画・設計段階から建設コストだけでなく、維持管理や解体・廃棄までのライフサイクルコストを十分検討し、利用者のニーズや木材による付加価値等を含めて総合的に判断して木材の利用に努める。

第4 その他

1 地域材の適切な供給の確保

本市は、公共建築物等を整備する者だけでなく、森林所有者、素材生産者、製材業者、その他の関係者や木材利用の推進に努める設計者等と連携するとともに、宮城県が推奨する木材利用のワンストップ窓口である「みやぎ材利用センター」の活用等により、地域材の適切な供給確保に努める。

2 建築物における木材利用の促進

市は民間建築物における木材の利用が促進されるよう、整備主体に対し木材利用の促進を広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう努める。

3 市民の理解の醸成

建築物において木材の利用を広く効果的に促進するためには、市民の理解の醸成が不可欠であることから、木材利用の取組を紹介すること等により、木材の特性や木材利用の意義について分かりやすく示すように努める。

(注) この基本方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

附 則

- 1 この方針は、平成27年6月2日から施行する。

附 則

- 1 この方針は、平成31年3月12日から施行する。

附 則

- 1 この方針は、令和6年3月15日から施行する。